

## 介護サービス情報公表システムの「事業所の名称」の記載について

各介護サービス事業所(施設)管理者様

平素より、本県の福祉行政及び介護サービス情報公表システムの適正な運営等に関して、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

介護サービス事業所等の情報公表制度事業に関しまして、現在、県(広島県及び今年度広島県の業務委託機関となっています一般社団法人シルバーサービス振興会の委託業務を含みます。以下の表記も同様とします。)を通じて、対象となる事業所様宛に介護サービス情報公表に関する報告システムへの必要事項の入力等の依頼を随時行っているところですが、「事業所の名称」欄への入力を介護保険法に基づき届出をされた正式名称(介護保険法上の届出名称。「みなし指定」の場合は、母体となっている病院等の医療法等に基づき届け出を行っている名称としています。以下「届出名称」と表記します。)と異なった名称で入力されている場合が見受けられます。

次のような場合には届出名称を入力するよう御注意いただくとともに、今後修正が必要となった場合には、状況に応じ県の方で修正入力等をさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

### ① 届出名称にサービス名を加えている。

(例)「広島県庁病院」を「広島県庁病院 訪問看護」としている。

注. 届出名称に「訪問看護」が付いていない場合には「広島県庁病院」を「事業所の名称」としていただき、サービス名は記載しないでください。

### ② 届出名称を省略しサービス名を加えている。

(例)「医療法人社団広島会広島県民病院」を「広島県民病院 訪問リハビリテーション」としている。

注. 届出名称に法人名等が付いている場合には、長文になっても省略せず「医療法人社団広島会広島県民病院」を「事業所の名称」としていただき、サービス名は記載しないでください。

各事業者の皆様にはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。